

平成30年10月3日

白河市教育委員会

10月臨時会会議録

## 平成30年10月白河市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成30年10月3日(水)  
開 会 午後3時27分  
閉 会 午後3時50分

場 所 市役所全員協議会室

### 議 事

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

### そ の 他

報告事項 議案第108号 平成30年度白河市一般会計補正予算(第3号)について

### ○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司      1番委員 金子 英昭  
2番委員 鈴木 きよ子      3番委員 小松 裕子  
4番委員 永山 均

### ○ 出席説明員

教育次長                      菊地 浩明                      教育総務課長                      水野谷 茂  
学校教育課長                      根本 秀一                      スポーツ振興課長                      田崎 修二  
中央公民館長                      橋本 薫                      図書館長                      田中 伸哉  
学校教育課主幹兼課長補佐      井上 健一  
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長      加藤 正行  
学校教育課課長補佐兼管理係長      松本 英之  
スポーツ振興課主任主査兼スポーツ振興係長      鈴木 隆夫

### ○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長      宮尾 宏樹                      教育総務課主事      鈴木 英里

## 【午後 3 時 30 分開会】

○**教育長** これより平成30年白河市教育委員会10月臨時会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

### 日程第2 会期の決定

○**教育長** これより日程に入ります。日程第2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により本日1日間といたします。

### 日程第3 書記の指名

○**教育長** 次に日程第3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、鈴木教育総務課主事を指名します。

### 日程第4 議 事

○**教育長** 日程第4、議事に入ります。議事といたしまして、議案第46号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** より、平成27年5月10日に白河市国体記念体育館で起きた事故に関する損害賠償請求事件について、福島地方裁判所白河支部の和解勧告に従い、損害賠償の額を定め和解することについて、議案書のとおり議会にあげていいかを諮る旨の説明と、議案書の内容の説明があった

○**教育長** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○**永山委員** この事件を受けて、危険箇所の点検は行ったのか。

○**スポーツ振興課長** 4月に配属されてから体育施設を点検し、危険なところは管理人しか入れないようになっているか確認した。

○**金子委員** 学校でも死亡事故までいかないにしても、けがの危険性など考えるときがない。学校での事故の防止は、校長を中心に神経を尖らせている。必要な情報を校長会を通して伝えていくべき。各体育館は指定管理者制度だが、その事件を受けて危機管理に対する気持ちは変わったと思うが、それはあくまでも暗幕に関しての注意。しかしそのほかにも色々な事故が起きる可能性がある。各体育館の危機管理の研修をするべき。こういったときの窓口は教育委員会か中央体育館か。

○**スポーツ振興課** 指定管理者制度をとっているのは、中央体育館としらさかの森スポーツ公園で、白河市体育協会。第一～第三体育館、大沼体育館、関辺体育館は利用クラブが指定管理を行っている。表郷・大信・東体育館は市で持っていて、事務を委託しているという形。指定管理者は運営を任せているので、その中で研修に行ってもらい、小さな体育館はなかなかできないと思うので、こちらから発信していかなければならない。

○**金子委員** 学校では、毎年何回か学校事故防止対策協議会を開かなければならないとされており、校長・教頭・教諭も研修の場がある。市内の体育施設も、市で年に1回でもそういう時間を設けると意識が変わってくると思う。

○**教育長** これにて、質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 その他 報告事項

○**教育長** 次に日程第5、その他にうつります。何かございませんか。

○**スポーツ振興課長** 議案書の最後のページをご覧ください。予算関係、契約関係、財産処分関係については市長部局で判断することとなっており、審議する必要はないが、先の損害賠償の額の決定に伴い、議案108号「平成30年度白河市一般会計補正予算（第3号）」として10月16日に提出することになっているので、報告事項として申し上げる。

○**教育長** それでは、以上をもちまして白河市教育委員会10月臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午後3時50分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

平成30年10月22日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員